

11月は児童虐待防止推進 秋のこどもまんなか月間

189 (いちはやく) 気づいてあげて そのサイン

(令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語)

問い合わせ こども家庭センター ☎229-3284 FAX 229-3451

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。多様な家族形態や社会的背景の中で、家庭が本来の機能を果たせず虐待につながる場合も多く、社会全体

で早急に解決すべき重要な課題となっています。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)にご連絡ください。189にかけると近くの児童相談所につながります。

児童虐待とは

● 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

● ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、車内に放置する、重い病気になっても必要な治療を受けさせないなど

● 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

● 心理的虐待

言葉による脅し、無視、拒否的態度、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(きょうだいに虐待行為を行う)など

児童虐待を防ぐために

市では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したとの連絡を受けると、関係機関と連携して情報の収集・支援方法を検討し、家庭訪問をするなどの支援を行います。

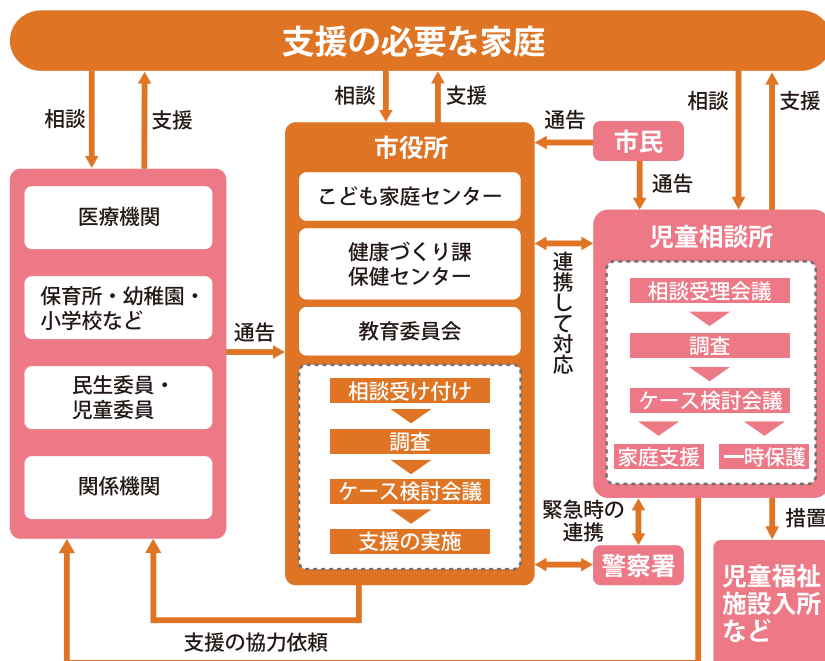
虐待の危険性が高い場合は、子どもを児童相談所で一時的に保護するなど、児童相談所、警察署等と連携して対応します。

体罰によらない子育てを広げましょう

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に悪影響が生じる恐れがあります。

体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含め、社会全体で取り組んでいきましょう。

児童虐待防止のための体制



児童虐待・家庭児童相談窓口

児童虐待や子育てに関する相談は右記の窓口で受け付けています。

相談は匿名でも行うことができ、相談者や相談内容に関する秘密は守られます。

ところ	電話番号
こども家庭センター	☎229-3284
久居総合支所福祉課	☎255-8831
河芸総合支所市民福祉課	☎244-1703
芸濃総合支所市民福祉課	☎266-2515
美里総合支所市民福祉課	☎279-8116

ところ	電話番号
安濃総合支所市民福祉課	☎268-5516
香良洲総合支所市民福祉課	☎292-4302
一志総合支所市民福祉課	☎293-3003
白山総合支所市民福祉課	☎262-7015
美杉総合支所市民福祉課	☎272-8084